

新監査公表第 16 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

令和 6 年 3 月 27 日

新潟市監査委員	古 俣 誉 浩
同	伊 藤 秀 夫
同	飯 塚 孝 子
同	深 谷 成 信

監査結果の報告

1 基準に準拠している旨

監査委員は、新潟市監査委員監査基準（令和2年2月28日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

3 監査の対象

(1) 対象部署

建築部 建築保全課

公共建築課

下水道部 東部地域下水道事務所

西部地域下水道事務所

下水道管理センター 維持管理課 施設管理課

監査実施工事の関係部署

(2) 対象工事

建築部 建築保全課、公共建築課

令和4年度に契約した当初設計金額1,000万円を超える工事

下水道部 東部地域下水道事務所、西部地域下水道事務所

下水道管理センター維持管理課・施設管理課

令和4年度に契約した当初設計金額1,000万円を超える工事及び令和3年度に契約した下管第25号

4 監査の着眼点

- (1) 設計は設計指針、技術基準、積算基準等に基づき適切に行われているか。
- (2) 設計は十分な現地調査が行われ、現場条件に合致した適切なものとなっているか。
- (3) 設計及び工事内容は、長寿命化や将来における維持管理などが考慮されているか。
- (4) 受託者との打合せや協議は、書類により適正な手続きで行われているか。
また、設計委託成果品の履行の確認は適切に行われているか。
- (5) 工事請負契約は適正に行われているか。

- (6) 関係機関との調整は適切に行われているか。
- (7) 工程管理、安全管理は適切に行われているか。
- (8) 各種承諾図書、工事記録写真等の提出書類は適正に作成、管理されているか。
- (9) 工期変更、設計変更の理由・内容・時期は適切か。

5 監査の主な実施内容

監査の対象工事のうちから契約額、工種、進捗率、設計変更の有無等を基に工事を抽出し、法令遵守はもとより、工事が設計図書どおりに施工されているか、実施設計が適切になされているかを基本に、安全性、経済性、効率性、有効性の観点にも留意し、関係書類の審査、聴き取り調査及び現地調査を実施した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査委員事務局、監査対象部執務室及び対象工事場所等

(2) 実施日程

令和5年9月13日～令和6年3月27日

7 監査の結果

監査の結果、計画・設計・積算・施工及び監理について、設計指針、技術・積算基準及び各種特記仕様書などにに基づき、概ね適正に行われていたが、次の事項について改善・検討の必要が認められたので、今後は必要な措置を講じ、適正な執行の確保に努められたい。

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

監査にあたって見られた特に注意すべき事項については、以下のとおりである。

ア 設計に関すること

- ・エレベーター改修工事の設計において法適合の確認を怠っていたもの
- ・設計図書に必要な図面の添付がなかったもの

イ 積算に関すること

- ・変更設計の設計書において数量を誤っていたもの
- ・火災報知設備工事の立会検査費の計上を怠っていたもの
- ・設計図面に撤去部材の仕様が記載されていなかったことにより廃棄物処分の積算漏れを生じていたもの
- ・あと施工アンカーの数量積算に誤った基準を適用していたもの
- ・機器質量 100 kg以上の防災盤の機器搬入費の計上を怠っていたもの
- ・当初設計の図面と積算の内容に不整合があったもの
- ・設計単価の決定方法を誤っていたもの
- ・施工歩掛の決定方法を誤っていたもの
- ・労務単価の冬期補正を誤っていたもの
- ・積算基準および単価適用日の変更に係る特記事項の変更設計を怠っていたもの
- ・購入土及び建設発生土の運搬費の積算を誤っていたもの
- ・変更設計で仮設備設置・撤去工の変更を怠っていたもの
- ・管理費区分の設定を誤っていたもの

ウ 監理に関すること

- ・週休 2 日取得モデル工事の実施要領の運用を誤っていたもの
- ・建築基準法に基づく計画通知の手続きを怠っていたもの
- ・建設現場に設置する快適トイレの試行実施要領の運用を誤っていたもの
- ・現場環境改善費の実施要領の運用を誤っていたもの
- ・工事打合簿での協議を怠っていたもの